次に掲げる金額を合計した金額の百分の三十に相当する金額（当該相当する金額が当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から当該連結親法人又はその連結子法人の同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額を超える場合には、当該控除した金額）をいう。）の合計額とする。

一　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結親法人及びその各連結子法人の適用年度に係る法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度終了の日における法第六十八条の十五の二第五項第二号に規定する雇用者の数の合計で除して計算した金額に次に掲げる数の合計数を乗じて計算した金額

イ　当該適用年度において法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特定地域基準雇用者数の合計に第三十九条の四十五の二第二十一項第一号に規定する割合を乗じて計算した数

ロ　当該適用年度において法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する地方事業所基準雇用者数の合計に第三十九条の四十五の二第二十一項第二号に規定する割合を乗じて計算した数

二　当該連結親法人又はその連結子法人が適用年度において法第六十八条の十五の二第三項の規定の適用を受ける場合であつて、かつ、当該適用年度開始の日前に開始した各連結事業年度において同条第二項の規定の適用を受けた場合（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた場合）におけるイに掲げる金額（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、ロに掲げる金額）の合計額

イ　当該適用年度開始の日前に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度で法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けた連結事業年度に係る法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における法第六十八条の十五の二第五項第二号に規定する雇用者給与等支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）に当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数（当該連結事業年度の同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数）の合計に第三十九条の四十五の二第二十一項第二号に規定する割合を乗じて計算した数をいう。）を乗じて計算した金額

ロ　当該適用年度開始の日前に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度で法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた事業年度に係る法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度終了の日における法第四十二条の十二第五項第二号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業年度の同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額

2　法第六十八条の十五の五第一項の連結親法人又はその連結子法人が適用年度において法第六十八条の十五の二第三項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の前項第二号に規定する開始の日前に開始した各連結事業年度の同号イに規定する個別地方事業所基準雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前に開始した各事業年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた場合には、当該各事業年度の同号ロに規定する地方事業所基準雇用者数）が当該適用年度における法第六十八条の十五の二第三項の規定の適用に係る同項に規定する地方事業所特別基準雇用者数の計算の基礎となつた当該連結親法人又はその連結子法人の特定業務施設（同条第五項第六号に規定する特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）のみを特定業務施設とした場合における当該各連結事業年度の同条第五項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該各事業年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた場合には、当該計算の基礎となつた当該連結親法人又はその連結子法人の特定業務施設のみを特定業務施設とした場合における当該各事業年度の同条第五項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数）を超えるときは、その超える部分の数は、当該各連結事業年度の前項第二号イに規定する個別地方事業所基準雇用者数（当該各事業年度において法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けた場合には、当該各事業年度の同号ロに規定する地方事業所基準雇用者数）から控除して、前項の規定を適用する。

3　法第六十八条の十五の五第一項の連結親法人若しくはその連結子法人が第一項第二号イに規定する連結事業年度において同条第一項の規定の適用を受けなかつた場合又は当該連結親法人若しくはその連結子法人が同号ロに規定する事業年度において法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けなかつた場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度に係る法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額をもつて第一項第二号イ又はロに規定する雇用者給与等支給額として、同項の規定を適用することができる。

第三十九条の四十七を次のように改める。

第三十九条の四十七　削除

第三十九条の四十八第一項中「第六十八条の十五の七第一項第十五号」を「第六十八条の十五の七第一項第十四号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十第十四項、第六十八条の十一第二十項」を「第六十八条の十第十二項、第六十八条の十一第十三項」に、「第六十八条の十四第十二項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十五の二第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項」に、「、第六十八条の十五の五第六項及び第六十八条の十五の六第十六項」を「及び第六十八条の十五の五第六項」に改め、同条第六項中「第六十八条の十第十四項、第六十八条の十一第二十項」を「第六十八条の十第十二項、第六十八条の十一第十三項」に、「第六十八条の十四第十二項、第六十八条の十五第十一項、第六十八条の十五の二第七項、第六十八条の十五の三第十項」を「第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の六第十六項」を「若しくは第六十八条の十五の五第六項」に改め、同項第二号中「第三十九条の四十第七項各号」を「第三十九条の四十第三項各号」に改め、同号ロ⑴中「第三十九条の四十第七項第一号」を「第三十九条の四十第三項第一号」に改め、同号ロ⑵中「第三十九条の四十第七項第二号」を「第三十九条の四十第三項第二号」に改め、同項第三号ロ⑴中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第三項」に改め、同号ロ⑵中「第六十八条の十一第八項」を「第六十八条の十一第四項」に改め、同号ロ⑶中「第六十八条の十一第九項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」を削り、同項第五号中「第三十九条の四十四第三項各号に定める」を「第三十九条の四十四第二項に規定する調整前連結税額から控除された」に改め、「（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）」を削り、同号ロ中「次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）」を「同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」に改め、同号ロ⑴及び⑵を削り、同項第六号中「第三十九条の四十五第四項各号に定める」を「第三十九条の四